

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年11月17日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【毒物及び劇物取締法に基づく定期検査及び記録の未実施について】 当社社員が、法令に基づき行う業務についてグループ内で確認をしていたところ、5号機屋外硫酸タンクについて、「毒物及び劇物取締法」に基づく定期検査(1回/年)及び記録の作成が未実施であることを確認。 社内の点検計画に基づいた定期点検は実施していたものの、「毒物及び劇物取締法」に基づく定期検査の実施と点検記録の作成・保管が未実施であった。 なお、当該法令に基づく日常点検(外観点検)については直直にて日々実施している。 今後、当該グループにおける他設備を含む定期検査の実施状況を詳細に調査し、必要な点検を実施し記録を作成する。 また、再発防止対策について検討する。</p>	G III	11月14日	2022年12月20日 グレード変更 G II→G III 理由 法令違反ではないと 判断されたため
2	<p>【既設多核種除去設備薬液貯槽攪拌機の動作不良について】 当社社員が、現場パトロールにおいて、既設多核種除去設備薬液貯槽攪拌機が動作していないことを確認。 現場を確認したところ、電磁開閉器(※)の劣化による動作不良と判断。 今後、電磁開閉器の交換を行う。 なお、既設多核種除去設備については(A)(B)(C)が点検のため停止中であるので、当該攪拌機が動作不良でも問題は無い。 また、浄化運転については増設多核種除去設備を運転していることから、汚染水処理設備への影響はない。 ※電磁開閉器:電磁石の動作によって回路を開閉する電磁接触器と、過負荷により回路を遮断する過電流検出器等を組み合わせた開閉器である。</p>	G III	11月15日	
3	<p>【5号機残留熱除去海水系の(A)系における、出口ストレーナ(A)(B)本体ドレン弁のシート漏えいについて】 当社運転員が、残留熱除去海水系の(A)系の水張り時、出口ストレーナ(A)(B)本体ドレン弁のシート漏えいを発見。 その後、運転員が当該ドレン弁の増し締め操作を実施しシート漏えいは極微量であることを確認。 このことから、残留熱除去海水系の(A)系の試運転時は、当該弁より下流側にあるフランジを閉止するため、系統運転に問題なし。 次回計画点検時に弁の分解点検を実施予定。</p>	G III	11月14日	
4	<p>【工具センターの計測器の定期校正における精度逸脱について】 社外に委託している電流計の定期校正において、5台中2台の測定値が基準範囲の精度を逸脱していることを確認。 また、空調機測定用風速計は校正前の点検において、風速を測定する検出部のセンサーに亀裂があることを確認。 電流計、空調機測定用風速計それぞれ貸出実績が3件あるため、影響範囲を確認する。 電流計は精度内に調整を依頼して再使用し、空調機測定用風速計は検出部を交換して、計器校正を実施して再使用する。</p>	G III	11月15日	